

向けた 新しい支援事業が始まっています

地盤改良工事支援

交付対象地

熊本地震で被災した住宅を解体し、同一敷地内にて住宅を再建する際に、地盤改良工事が必要となった宅地

※既に地盤改良工事が済んでいる宅地も対象となります。

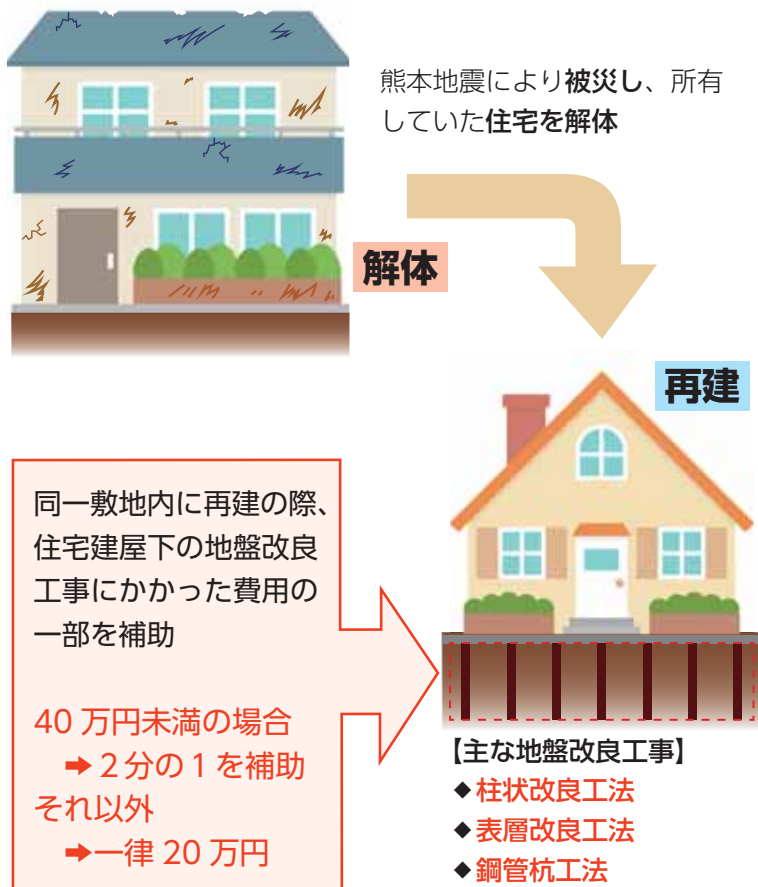
(賃貸住宅、民間企業や団体等の社宅や寮、店舗等は対象となりません)

交付対象とならない工事

次のいずれかに該当する場合は、補助対象外となります。

- ・宅地復旧補助金の申請により、液状化による再度災害防止のための地盤改良工事の補助金を受けた宅地における工事
- ・宅地耐震化推進事業および災害関連地域防災がけ崩れ対策事業などの公共事業が施工される宅地における工事
- ・益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業により宅地造成工事を行った土地における工事

交付対象となる工事の例および補助額



申請受け付けについて

時間

平日 午前9時～午後5時
(正午～午後1時を除く)

※毎週木曜日は午後6時15分まで申請についての相談がある人は、地盤調査結果報告書をお持ちください。

場所

役場仮設庁舎南館1階
復旧事業課 宅地復旧係

必要書類

益城町地盤改良工事補助金交付申請書(復旧事業課の窓口にて準備しています。ホームページからもダウンロードできます)

添付書類

- 地盤調査報告書
(現況写真を含む)
 - 対象工事の設計図書
(付近見取図、工事内容の分かる図面等)
 - 対象工事の見積書の写し
 - 対象工事に係る宅地の所有者(申請者を除く)全員または一部の承諾書
 - 申請箇所が住宅の用に供されていたことが確認できる資料(固定資産税名寄帳または固定資産税課税明細書)
 - 罹災証明書
 - 申請者の世帯全員の町税等に未納がない証明書(税務課で発行します)
- ※上記以外にも、書類の提出をお願いする場合があります。

予算額

2億円(予算がなくなり次第事業は終了となります)

岡復旧事業課宅地復旧係 ☎ 286 - 3224